

第17回

上富良野町農業委員会議事録

平成21年8月

上富良野町農業委員会

上富良野町農業委員会 第17回農業委員会総会議事録

1 日 時 平成21年8月11日

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 委員定数 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

4 出席した委員 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

5 欠席した委員

6 遅刻した委員

第17回 農業委員会 総会 議事録

会長挨拶 (職務代理より) 省略

諸般の報告 別紙 (局長より報告)

日程第1 会議録署名委員の決定

8番 村上隆司 君

9番 瀬川英幸 君

両君に指定決定する。

附議事項

日程第2 報告第1号 農地法第20条6項の規定による通知について

日程第3 諮問第1号 農用地利用計画の作成について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 日程第2 報告第1号「農地法第20条6項の規定による通知について」の件を議題といたします。
事務局より、報告第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「朗読説明」

議長 関係委員より提案に関する補足説明をいたします。
報告第1号について10番 一色委員。

一色委員 農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を平成11年3月31日から平成21年11月30日まで締結していました。東中興農地区で行う、道営経営体育成基盤整備事業で8.7haの農地に客土を行うため、北海道が事業用の土砂採取を行うことから、対象地について土地所有者と合意解約を行ったものです。整備事業は、平成21年度から25年度まで行われますが、土砂採取は平成22年度に行われる計画とされています。一時転用手続きは、採取量等が決定後にされると聞いています。

所在は、町道金子道路に隣接している傾斜のある農地で、事業終了後は傾斜が緩和されて、農作業の効率化や農作業の安全性向上が図られる見込みです。

ご審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「質疑なし」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、報告第1号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。

議 長 日程第3 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。

事務局より、諮問第1号を朗読させます。 「事務局」

事 務 局 朗読説明

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「質疑なし」

これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、諮問第1号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。

議長 日程第4 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局 朗読説明

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号1番について4番 数山委員。

数山委員 申請地は、離農した〇〇さんが所有していた土地で〇〇地区の〇〇〇〇さんの長男が、隣接する旧豚舎跡地（宅地）を肉牛肥育を行うため取得することから、隣接する農地を取得するものです。
所在は、町道〇〇線道路とトラシ江幌完別川に接しているところで、以前は田として利用されていました。
ご審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 続いて、2番について7番 北川委員。

北川委員 先ほど、合意解約があった件でございます。〇〇さんが、高齢となったため、息子さんの〇〇さんに農地を贈与により譲ることになったものです。
〇〇さんの経営面積は、借入地4ヘクタールを含めて約14ヘクタールで農業経営をしています。
先ほど報告されたとおり、使用貸借を合意解約して、贈与による所有権移転を行うものです。
ご審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 続いて、3番について5番 白井委員。

白井委員 申請地は、清富地区の美瑛町との境に隣接する、〇〇温泉に向かう道々見沢上富良野線の南側にあります。
借り手の〇〇さんは、酪農を営んでいて飼料用の牧草を作付することを計画しています。
貸し手の〇〇さんは、遠隔地のためと堆肥の供給を受けるため、賃貸借を行うことになったものです。
ご審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

川上委員 2番、贈与とした理由を伺いたい。

事務局長 贈与についてですが、以前は生前贈与ということで後継者に農地の権限を譲

り、贈与税の免除を受けていました。税制が改正されて、相続権を有する者に条件を満たせば贈与税を猶予されることになった。使用貸借もありますが、この案件は贈与とすることになりました。

菊地代理 土地を贈与するということですか。

事務局長 相続開始まで、贈与税の納税が猶予され、相続が発生した時に相続税として課税されるということです。相続発生前に、売買等を行った時は猶予がなくなります。

菊地代理 贈与を受けた人が、先に亡くなった場合はどうなるのか。

川上委員 制度の内容について、生前贈与との違いなど調べてほしい。

佐藤委員 制度の長所短所があるので、詳細を知りたい。

事務局長 詳細については、税務担当で調べてお知らせいたします。

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号を1番から3番まで順に採決いたします。

議 長 議案第1号1番は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 議案第1号2番を採決いたします。
議案第1号2番は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 議案第1号3番、本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 議案第1号について、ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。

議 長 日程第5 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第2号を朗読させます。 「事務局」

事 務 局 朗読説明

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第2号1番、2番について関連がありますので合わせて説明いたします。
3番 大場委員。

大場委員 転用計画者は、どちらも〇〇〇〇さんで、今年の農地幹旋により〇〇さんの農地を取得した方です。経営規模の拡大により、取得した農地の近くに農業用施設を設け効率的な農作業を行うものです。施設用地は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの土地を利用させていただくことになります。

申請地の〇〇〇〇番15は、畑の法面と道路に囲まれた土地で大型機械による農作業には不向きなことから施設の整備を行うこととしたものです。

次に、〇〇〇〇番114は北側は道路、東側は用水路に隣接し、畑の形状から作業効率の劣る土地を選定しました。現在の住宅と施設用地は、斜面の中腹にあることから拡大は困難なため申請となりました。

ご審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「質疑なし」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第2号1番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、議案第2号2番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第2号3番について、関係委員より提案に関する補足説明をいたします。
11番 菊地委員。

菊地委員 転用計画者 ○○○○さんは、会社構成員の○○○氏の土地を借用して和牛の肥育を行いたため、先の総会においても転用が許可され牛舎棟の建設工事がおこなわれております。

今回の申請は、現在1400頭の肥育をしていますが、経営規模拡大に伴う施設整備として、肥育牛運動用パドックが不足することからを隣接する土地に増設するものであります。

肉用牛肥育の安定した経営を進め、地域農業者とも堆肥供給など協調して経営を進めております。

ご審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「質疑なし」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第2号3番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第2号4番について、関係委員より提案に関する補足説明をいたします。
9番 瀬川委員。

瀬川委員 転用計画者 ○○○○さんは、○○○○○で町内に住宅を建設するため、申請地を求めることとなりました。

建設地は、かみんといしずえハイムに隣接した市街地内の農地で、近隣は住宅地となっていることから農業を行う環境には恵まれない土地になってきています。今回の転用は、住宅地の中に所在する農地の転用であり、近隣農業者に与える影響も極めて少ないことから支障はないと思われれます。

ご審議いただきまして、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「質疑なし」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第2号4番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上、審議の結果満場一致の賛成で可決される。

議 長 本日の日程は全て終了いたしました。
本日は、これにて第17回上富良野町農業委員会を閉会いたします。
閉会（14時 3分）

以上、報告1件、諮問1件、議案2件の審議を終了し議長閉会を宣す。

午後 2時 3分

上記農業委員会の顛末に相違ないことを証するため下記署名押印する。

平成21年 8月11日

上富良野町農業委員会長 ⑩

上富良野町農業委員 ⑩

上富良野町農業委員 ⑩
